

発 財 第 5 1 7 号

平成 26 年 11 月 6 日

教育長

各部・局長

各課・所長

様

市 長

平成 2 7 年度予算編成方針について（通知）

標記の件について、別添のとおり通知します。

## 平成 27 年度 予算編成方針

平成 26 年 11 月 4 日

企画審議会決定

政府によるデフレ脱却と民需主導の経済成長に向けた取組により、国内景気は穏やかな回復基調が続いているとされる一方、本年 4 月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れ等により、景気を下押しするリスクに注意する必要があるとされています。併せて、来年 10 月の消費税率 10%への引き上げの判断が年内にも行われる予定であることから増税後の景気回復の腰折れが懸念される等、内外の経済、財政、金融面のリスク要因に注視する必要があるとされており、今後も不透明な状況が続くと見込まれます。

経済再生と財政再建を両立させながら、「経済の好循環」を確かなものとし、人口減少、超高齢化という危機的な現実を直視しつつ、景気回復の実感を全国津々浦々までに届けるため、「まち・ひと・しごと創生本部」が創設されたところであり、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけ、少子化と人口減少を克服することを目指した次元の異なる大胆かつ総合的な政策を力強く実行するとされています。

総務省の概算要求では、地方交付税は平成 26 年度対比 5.0%の減（本市普通交付税ベースで 342 百万円の減）、臨時財政対策債は 0.9%の減（本市ベースで 8 百万円の減）となっており、地方の一般財源総額は概ね平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らない規模となっていますが、「地方創生」に関連した新たな交付金の創設等の地方団体が自主性・主体性を最大限に発揮できるようにするための地方財政措置は不透明な状況であり注視していく必要があります。

本市では人口減少、少子高齢化社会の進展が加速し、都市部への人口流出による地域コミュニティの担い手、働き手、消費者の減少が地域社会・経済の活性化を阻害しており、また、扶助費等の社会保障費の増大と地域経済、企業収益の回復の遅れ等による税収の伸び悩みや平成 27 年度からの 5 カ年間で地方交付税の上乗せ措置（合併算定替え）が段階的に縮減されることから、将来に持続可能な行財政運営を実践していくことが必要であります。

このような状況の中、企業誘致等による雇用の創出や中心市街地活性化計画の策定等による地域経済・社会の活性化、保育園の統廃合、小学校再編の取り組み、公共施設の耐震補強や老朽化に伴う大規模改修等、課題が山積しており、また、地方分権の推進や多様化・複雑化する住民ニーズに応えるため、行政に求められる役割は、より一層重要となっており、市民参画と協働のまちづくりを強力に推進していかなければなりません。

## 【予算編成の基本的な考え方】

### 1. 市の財政状況

平成25年度決算において、経常収支比率90.8%、実質公債費比率14.7%、財政調整基金及び減債基金の保有額約24億円となり、実質公債費比率及び基金保有額は前年度より改善し、第11次総合計画「“くらしよし”ふるさとビジョン」における財政目標の水準に到達しています。

しかしながら、経常収支比率は前年度比で若干の好転はしたものの依然として高く、今後も年々増大する扶助費等の社会保障費の歳出増を主な要因として財政の硬直化は解消されない状況にあり、人口減少社会の到来を念頭に置き、更なる『事業の選択と集中』による財政運営を行うものであります。

### 2. 重要施策及び重点事業

第11次倉吉市総合計画『“くらしよし”ふるさとビジョン』に掲げる将来都市像『愛着と誇り 未来いきいき みんなでつくる倉吉』の実現に向け、基本目標のまちづくり分野別施策の取り組みを推進するとともに、次に掲げる事業について重点的に取り組むものとします。

#### (1) 戦略プロジェクト施策

基本テーマ『誇りと夢を持つ定住の促進』の実現に向けた限られた行政資源を有効的に活用し、分野をまたいで重点的、優先的に推進する施策

#### (2) 人口減少の抑制と人口減少を想定した特色ある地域づくりを推進する事業

- ・結婚、出産、子育て支援
- ・仕事と雇用の創出、地域産業を支える創造力のある人材の育成
- ・移住定住の促進、地域間交流と観光産業の振興
- ・人口、世帯構造の変化に対応した地域づくり

#### (3) 災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進する事業

### 3. 予算要求における留意事項

本市の厳しい財政状況を踏まえ、恒常的な事務事業の振り返りや改革・改善に取り組み、より一層の『事業の選択と集中』を行い、限られた財源を有効かつ合理的に活用した目的志向、成果重視の質の高い行政サービスが提供できるよう予算要求に当たっては次の点に留意してください。

- (1) 人口減少社会の到来に備えて、全庁横断的に対策を検討する「倉吉市未来いきいき創生本部」を設置したところであり、地域の現状認識、現場の「生」の声を把握した上で、新たな施策、国の動向と連動した施策の検討
- (2) 事務事業の振り返り、改革・改善による目的、必要性、優先性、効果等の検証

- (3) 市民、各種団体、議会等からの意見、施策提案の考察、民間活力の導入手法など前例・慣例に捉われることなく新たな発想による検討
- (4) 各部局横断・連携による事業の効率化、効果的な手法の検討
- (5) 政府による消費税の引上げについての判断、地域経済情勢の推移、税制改正の内容、国、県等の政策、予算編成の動向等の把握に努めること。
- (6) 新規事業の実施、事務量の増大等による組織及び所要人員については、既存の組織及び事務事業の見直しにより新たな組織や人員増を抑制するとともに、事務事業の見直し等による部局内での人員調整、部局横断、連携、協力や再任用制度を有効に活用すること。

教育長  
各部・局長 様  
各課・所長

総 務 部 長

平成27年度予算編成留意事項について（通知）

標記の件について、平成27年度予算編成方針に留意の上、次のとおり予算要求を行ってください。

記

1. 予算要求期間及び資料等の提出期限

- (1) システム入力 平成26年11月 6日（木）～12月 8日（月）17時 【厳守】
- (2) 資料提出 平成26年12月 8日（月）17時まで 【厳守】
- ・課、所単位でまとめ、頁番号を付した上で表紙に別紙目次を添付
  - ・新規事業、大幅な制度改正を行う事業は、『様式2；事業計画書』を添付すること。なお、同様式の内容を説明できる既存資料でも可。
  - ① 電子データ（PDFファイル）1ファイルに取りまとめたもの
  - ② 紙ベース 6部（両面印刷）
- (3) 新規予算科目設定 平成26年12月 3日（水）まで
- 課、所単位でまとめ提出・・・様式「新規予算科目設定報告様式」
- (4) 事業説明シート 平成27年2月上旬（詳細は別途通知する）
- ・歳入の一部、歳出のうち人件費を除く全ての事業
  - ・シート様式を変更するので注意すること。《別途通知する》
  - ・依頼から提出まで短期間である為、事前の準備を行うこと
- 《入力、提出の期限であると同時に、部局内、部局間での検討・精査を行ったうえでの担当課としての予算要求期限であること》

2. 予算編成の日程（予定）

- ・予算要求に係る説明会 平成26年11月13日（木） 予算要求上の留意事項等の説明
  - ・ヒアリング 平成26年12月下旬から平成27年1月中旬
  - ・財政課長査定 平成27年1月中旬
  - ・総務部長査定 平成27年1月下旬
  - ・市長査定 平成27年2月上旬
- 《日程の詳細については、別途通知する》

3. 予算編成過程の公表

予算要求段階から編成過程を市ホームページ上で公開する。

#### 4. 予算要求上の留意事項

- (1) 国・県の予算、地方財政計画、制度改正等が未確定であることから現行制度での要求を行うものとする。なお、国県の行財政、制度改正の動向の情報収集に努め、本市の予算編成に影響を及ぼす大幅な変更がある場合は、逐次報告すること。
- (2) 人口減少社会の到来を見据えて、地域の特性に即した課題解決を図ることを目的とし、部局横断・連携した総合的な視点で施策の検討を行った上で、積極的に事業提案を行うこと。
- (3) 総合計画における施策評価や倉吉まちづくり評価会議の検討結果、コメント等も参考にし、事務事業の実績や効果を効率性や有効性の観点から十分に検証した上で予算要求すること。
- (4) クラウドファンディングなど、ふるさと納税制度を活用した事業について、基金所管課はもちろんのこと、部局横断・連携して積極的に事業提案を行うこと。また、ふるさと納税をしていただいた方に対する情報発信やUIJターンへの結びつけなど、各所管課の政策とふるさと納税との連携についても積極的に提案を行うこと。
- (5) 財務会計システムへの入力期限は、予算要求の期限であることを認識し、所属部・課内において事業の目的、必要性、費用対効果等の事業内容や積算根拠等を十分に検討・精査すること。また、部局間での調整、連携が必要な事業についても同様であること。
- (6) 消費税及び地方消費税については、国の経済状況の動向により年内に増税の判断がされる見込みであるが、予算要求にあつては現行税率の8%で積算すること。但し、増税が決定された際には、各所管課により短期間でシステム入力、要求修正をすることとしているため、あらかじめ税率10%での試算をしておくこと。

#### 5. 予算積算、システム入力について

- (1) 予算要求の業務は、計画的に行い、時間外勤務は厳に慎むこと。また、過大・過小、入力漏れ、計算ミス等による要求の差し替えは事務の停滞を招くため、十分に精査、チェックすること。  
要求資料については、既存の手持ち資料、データを活用するなど事務の省力化に努めること。
- (2) 積算基礎・根拠法令等を明記するとともに、工事請負費は、資料として概算設計書を提出すること。その他の見積書の提出は原則不要、必要な場合は個別に依頼する。
- (3) 経常的経費のうち、『11節；需用費（光熱水費）』等については、原則として『平成25年度決算額』又は、『平成26年度決算見込額』どちらか少額を要求することとし、査定事務の省力化を図るため、原則としてヒアリングは行わないこと。《詳細は別途指示する》
- (4) 予算積算は、別途通知する「平成27年度予算単価について(通知)」によるほか、法令、条例に定める額または、平成26年度の実施単価等を勘案し、合理的な積算をすること。
- (5) 次の要求事項は、その旨を『予算見積書の見積根拠』欄の行の先頭に入力【凡例】すること。
  - ① 新規の項目・・・【新規】
  - ② 『上記5.(4)』の項目・・・【経常】
  - ③ 補助事業及び起債事業の対象項目・・・【補助対象】、【起債対象】  
なお、歳入歳出予算の充当関係がわかりにくい場合は別途資料を提出すること。
  - ④ 「定住自立圏構想」関係経費・・・【定住自立圏】
- (6) 事業概要、事業目的は必ず入力すること《財務会計システム（予算編成）事業概要登録》
- (7) 補助金、起債等の特定財源は、前年度の充当を参考に漏れがないよう入力すること。
- (8) 新規科目の要求入力は、『科目コード』で行うこと。

(9) 新規事業及び廃止事業は、様式「予算要求説明資料（新規、廃止、経常的経費）」により資料と合わせて提出すること。

## 6. 一般事項

- (1) 歳入については、合理的な財源の確保を図り、歳出においては財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、併せて受益者負担の原則に基づき、行政コスト等を考慮し節度ある財政運営を堅持すること。
- (2) 廃止・減額を決定した事業は、関係諸団体の運営に影響を与えることから早急に連絡をすること。
- (3) 予算の補正は、制度改正を伴うもの及び災害関係経費等、真にやむを得ない経費のみ行うものとし、当初予算要求漏れ、積算誤り等がないよう十分に精査すること。

## 7. 特別会計に関する事項

独立採算を原則とすることとし、その他は、一般会計のとおりとする。

## 8. 歳入に関する事項

- (1) **市 税**；経済の動向を十分勘案するとともに、現行制度及び現況の所得状況を見極め、確実な年間収入見込額を計上し、税負担の公平を期するため、課税客体の把握に遺漏なきよう留意し、収納率の向上に最善の努力を払うこと。
- (2) **分担金・負担金**；事業の性格及び実施規模並びに受益の限度等を十分検討して確実な見込額を計上すること。
- (3) **使用料・手数料**；適正単価を再検討のうえ、過去の実績を踏まえて確実な見込額を計上すること。
- (4) **国・県支出金**；現行制度、施策等事業ごとの補助制度を十分研究し、地方負担に影響するような事業費補助金を安易に受けないこと。また交付基準に基づき超過負担とならないよう積算等に十分留意して確実に計上すること。
- (5) **財産収入**；財産の現況を的確に把握し効率的な活用に努めると共に、周到な処分計画に基づき算定すること。
- (6) **諸 収 入**；前年度実績を検討し確実な見込額を計上すること。
- (7) **市 債**；国の地方債計画、同意等基準、運用要綱、充当率及び交付税措置率等を十分に検討し、的確な見込額を計上すること。
- (8) 各科目を通じて過大な見積もりを避け、不確実な財源を計上しないこと。

## 9. 歳出に関する事項

- (1) 厳しい財政状況の中、平成26年度の水準以上の事務・事業の実施が困難なことを十分考慮に入れ、特別な理由がないかぎり、平成26年度査定額の単価・数量を増加させないこと。
- (2) **人件費**；平成26年11月1日現在の現員・現給を基準として算出すること。
- (3) **賃 金**；業務別、年間所要人員を職員課に報告するものとし、十分に協議して計上すること  
特に年度中途の増員は、原則として認めないこと。  
また、事務の合理化、部・課内の協力体制の確立を図る等、内部努力し安易に臨時職員等の雇用をしないこと。

- (4) **旅 費**；各種団体が行う総会・研修会等への単なる参加はさけ行政効果を十分考慮のうえ計上すること。
- (5) **需用費**；次の措置を創意と工夫をもって行うこと。
- ア 各種消耗品は、使用節減の方策を樹立するとともに、文具等は、手持ち物品の使用に努め、公私の別を明らかにすること。
  - イ 情報の収集についてはインターネットを積極的に利用し、利用頻度の少ない書籍は購読を中止すること。
  - ウ 電気、ガス、水道など光熱水費の使用抑制をはかること。
  - エ 各種会議については、極力会議時間の短縮に努め、資料及び昼食等を削減すること。
  - オ 市民周知には、「市報」の掲載を広く取り入れるなど合理化を図り、印刷物の作成は真にやむを得ないものに限ること。
  - カ 会議終了後の懇親会等への出席者負担金の公費支出は認めないこと。
- (6) **義務的経費（扶助費・公債費・債務負担行為に係る経費）**；  
制度の改正と対象の実態を的確に把握し、年間所要額を計上すること。
- (7) **補助金及び交付金**；  
原則として増額は認めないこと。なお、少額な補助金及び目的を達成したと認められる団体補助金については、廃止すること。
- (8) その他 各経費については次のとおり計上すること
- ア 会議等の参加負担金（内訳が不明確なもの） 「19節；負担金」
  - イ 公用車の点検修理等 「11節；需用費・修繕料」
  - ウ 電子複写機等の経費
    - ◆リース（機械借上料及びパフォーマンス契約料）「14節；使用料及び賃借料・機械借上料」
    - ◆買 取（保守点検料） 「12節；役務費・手数料」
  - エ 賞品等で謝意・奨励・表彰の意味合いの強い経費 「8節；報償費」
  - オ 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料 「11節；光熱水費」

## 10. その他

### (1) 各種様式（ライブラリに掲載）

様式1 予算要求説明資料目次、予算要求説明資料（新規、廃止）

様式2 事業計画書

新規予算科目設定報告様式

事業説明シート（様式の変更）